令和７年度県民向けパスポート取得支援等業務仕様書

１　業務名
令和７年度県民向けパスポート取得支援等業務

２　目的
徳島阿波おどり空港を発着する国際定期便の認知度向上とアウトバウンド利用促進を目的として、当該路線を利用して渡航する県民を対象にしたパスポートの取得支援等のキャンペーンを実施する。

３　業務委託期間
契約締結の日から令和８年３月３１日まで

４　キャンペーン期間
令和７年７月下旬から令和７年９月３０日まで（予定）
※「５　委託業務内容」の（１）及び（２）の両方を当該キャンペーン期間で実施すること。ただし、キャンペーン実施後に当初予定していた景品及びプレゼント数を下回った場合、徳島県と協議の上、「３　業務委託期間」内に、２回目のキャンペーンを実施すること。

５　委託業務内容
（１）パスポート取得支援キャンペーンの実施
ア　キャンペーン対象者
以下の全ての要件を満たす方
・徳島県内の居住者であること。
・徳島－香港路線又は徳島－韓国路線の往復利用の搭乗者であること。
・パスポートの発行年月日が、令和７年７月１日以降であること。
・キャンペーン実施期間中に対象路線に搭乗していること。
イ　キャンペーン景品
景品：ＱＵＯカードＰａｙ（デジタルギフト）
金額：１人あたり１１，０００円
最低数：４５０人
特記事項：①景品は受託者が入手すること。
②景品額の見積もりにあたっては、発行手数料及び消費税額及び地方消費税額を除いて見積もること。
ウ　Ｗｅｂ申請フォームの新設
次の内容が入力及び添付できるWeb申請フォームを新設すること。
・入力事項
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年代、渡航の経路情報、対象路線の搭乗日、パスポート発行年月日
・添付書類

①パスポートの画像（発行年月日が確認できるページ）
②対象路線の航空券又は搭乗証明書の画像

エ　ランディングページの改修

・キャンペーンの内容に合わせて、既製作済みのランディングページ（https://tokushima-passport.jp/）を前年度受託業者（セーラー広告株式会社）から移設した上で、改修すること。

・ランディングページの改修に当たっては、単にパスポートの取得支援を打ち出すだけでなく、韓国や香港の魅力的な食や観光を全面に打ち出したものにすること。また、（２）のキャンペーン内容も組み入れること。

・ランディングページ移設に係る対応は前年度受託者と協議の上、受託者において実施すること。なお、移設に係る費用は１５万円程度を見込んでいる。

オ　景品の発送

申請者のメールアドレス宛に景品（デジタルギフト）を発送すること。なお、景品の発送に関してはキャンペーン実施期間後に一括して景品を発送すること。

（２）複数人旅行者向け韓国旅行促進キャンペーンの企画及び実施

ア　キャンペーン概要

家族旅行やグループ旅行等の複数人旅行者向けに、徳島発着の徳島－韓国定期便の利用を目的とした海外旅行促進プレゼントキャンペーンを企画し、実施すること。

イ　キャンペーン応募者の条件

以下の全ての要件を満たすこと。

・徳島－韓国路線の往復利用の搭乗者であること
・３名以上で上記路線の同一便に搭乗すること
・「５（１）パスポート取得支援キャンペーン」の申請者ではないこと

ウ　プレゼント内容等の条件

・プレゼント内容

企画のプレゼント内容は以下の全ての要件を満たすこと。

①現地交通系 IC カードなど、韓国に到着後、使用することの出来るものであること。
②プレゼントの金額は５，０００円程度とすること。
③プレゼント人数は最低１５０人とする。

・プレゼント交換場所

プレゼント交換は、イースター航空チェックインカウンターで実施すること。

※イースター航空チェックインカウンターでのプレゼント交換に要する費用は見積もりに含めないこと。

エ　Ｗｅｂ申請フォームの新設

次の内容が入力及び添付できるWeb申請フォームを新設すること。

・搭乗者全員：氏名、性別、年代

・代表者のみ：住所、電話番号、メールアドレス、渡航の経路情報、対象路線の搭乗日

・「５（１）パスポート取得支援キャンペーン」の申請者ではないことを証明するチェック項目

・キャンペーン実施に必要な情報及び添付書類

６　報告

（１）月次報告

キャンペーンの進捗管理のため、申請実績を毎月報告すること。

なお。キャンペーンが月の途中から開始した場合も、実績を報告すること。

（２）業務完了報告

委託業務完了報告書には、次の事項を記載しなければならない。

・委託業務の実施内容及び成果

・景品の送付及びプレゼントの実績

・申請内容の集計結果

７　その他

事業の実施に当たっては、徳島県と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとする。なお、作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。また、徳島県は業務実施中に随時報告を求めることができることとする。